

令和6年7月25日招集

第7回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第7回狹山市農業委員会総会

令和6年7月25日（木曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 狹山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (5) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 生産緑地に係る主たる農業従事者証明願いについて
 - (7) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願いについて
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後5時10分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 増 田 棟 順
4番 渡 邊 隆 夫	5番 堀 口 一 男	6番 齋 藤 栄 一
7番 森 田 依 見 子	8番 仲 川 知 範	9番 室 岡 芳 浩
10番 清 水 芳 則	11番 大 野 博 文	12番 下 村 辰 次
13番 安 藤 千 鶴	14番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三 ッ 木 淳 主幹 松 川 郁 子

事務局 定刻になりましたので、これより令和6年第7回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 狭山農業振興地域整備計画の変更について
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料4 令和6年度 追跡調査結果

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・冊子「のうねん」
- ・利用状況調査に係るタブレットマニュアル（推進委員のみ）

となります。宜しいでしょうか。

局 長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。それでは、これより第7回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 会長の挨拶

事務局 ありがとうございました。それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議 長 只今から、第7回狭山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号7番 森田委員と8番 仲川委員にお願いします。これより議案の審議を行います。議案第1号「狭山農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 狭山農業振興地域整備計画の変更について説明

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を「他法令に抵触なければ支障なし」として回答してよろしいかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員(多数)です。よって、本件を『他法令に抵触なければ支障なし』として回答します。農業振興課の案件は終了しましたので、退席します。ご苦労様でした。次に、第7回総会の概要を事務局から説明してください

事務局 総会議案書の表紙をめくっていただき、地区別許可申請等一覧をご覧ください。農用地利用集積計画が2件、農地法第3条許可申請が1件、農地法第4条許可申請が1件、農地法第5条許可申請が5件、生産緑地に係る主たる従事者証明願いが1件、相続税納税猶予適格者証明願いが1件となります。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

推進委員 1 入間川地区(甲田推進委員)、2 入曽地区(橋本推進委員)、3 堀兼地区(奥富推進委員)、(筋野推進委員)、(内田推進委員)、4 奥富地区(片岡推進委員)、5 柏原地区(久保田推進委員)、6 水富地区(高橋推進委員)の各委員より報告

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。各地区の推進委員におかれましては、後に説明があると思いますが、農地法に規定された利用状況調査が始まります。皆さんには担当地区の中心となっていただくこととなりますが、体調には十分に留意して行ってください。それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を議題とし、事務局に説明を求めます。

事務局 総会議案書の1ページをお願いします。今回は、利用権の設定が1件、1筆、地目「畑」、面積は997㎡。所有権の移転が1件、2筆、地目「畑」、面積は2,390㎡となります。詳細につきましては、総会議案書の2ページとなりますが、修正箇所がございま

した。左端の番号欄につきまして、中央に分岐線を入れ、下段に2をふってください。失礼いたしました。

議案第2号1番

設定を受ける者は堀兼に在住、設定する者は東久留米市に。所在地は、大字堀兼字富士隠し畑 997㎡ 新規契約で5年間の使用貸借権を設定し、露地野菜の作付けを計画しています。なお、認定農業者となっています。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑が無いようですので、1番の利用集積計画を承認するか否かについて、お諮りいたします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。次に、整理番号2番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号2番

設定を受ける者は日高市に在住、設定する者は根岸に在住。所在地は、大字笹井字北原 畑 1,243㎡ 他 畑 1,147㎡ 新規契約で所有権を移転し、露地野菜の作付けを計画しています。なお、日高市にて認定農業者となっています。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑が無いようですので、2番の利用集積計画を承認するか否かについて、お諮りいたします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、今回の利用集積計画については、農業振興課に通知してください。次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を議題としますが、本件は議案第5号 農地法第5条の許可申請のうち、第4番の案件と密接に関係していますことから、一括してお諮りいたします。まず、議案第3号について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号1番についてご説明いたします。受入は中央区に本社を構える株式会社、渡入は日高市で福祉事業を行っている社会福祉法人、申請地は、柏原字半貫 畑 925㎡でジャクパススポーツクラブ総合グラウンドの南側に位置します。本件は、前回許可の操業期間内ではありますが、経済産業省の所管するFIT制度の改正により許可を取り直す必要が出たために申請するもので、5年間の地上権を設定するものです。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑が無いようですので、最初に議案第5号4番について許可相当とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

続きまして、議案第3号1番について許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。さて、許可書の発行のタイミングについて、3条は明日以降、5条は知事許可のため、来月の中旬であったと思いますが、このズレについて事務局はどのように考えますか。

事務局 通常、3条許可書は農業委員会総会の翌日に処理しますが、本件は、5条の許可を補完するものと考えますことから、県知事の許可を以って、同時に発行しようと思います。但し、3条許可日を遅らす理由を明確にするため、許可日は7月26日とし、許可条件として「同時に申請した、農地法第5条の許可」の一文を付すことで対応しては如何かと思います。

議長 事務局案について、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。そのように対処してください。次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。本件は、先月の総会において保留とした案件です。議案第4号1番について、担当委員より説明を求めます。

委員 申請地は狭山市大字笹井字南八木、地目は畑、地積は96㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
狭山特別支援学校
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ 上水道

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・代替性は 適
- ・緊急性は 適
- ・目的実現性 適
- ・周辺農地への影響は なし

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第5号1番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

申請地は狭山市入間川4丁目、地目は畑、地積は491㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
西狭山病院 さやま総合クリニック
- ・インフラの整備が進んでいる はい 上下水道

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・代替性は 適
- ・緊急性は 適
- ・目的実現性 適
- ・周辺農地への影響は なし

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、議案第5号2番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 申請地は狭山市入間川字下窪 外2筆、地目は畑、
地積は377.78㎡です。農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある いいえ
・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
中央中学校 ぎんなんクリニック
・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住のT氏です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・代替性は 適
- ・緊急性は 適
- ・目的実現性 適
- ・周辺農地への影響は なし

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、議案第5号3番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 申請地は狭山市柏原字宮ノ越 外5筆、地目は畑、
地積は1,522㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい

西武文理大学 西武文理中学校

- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、川越市にある法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・代替性は 適
- ・緊急性は 適
- ・目的実現性 適
- ・周辺農地への影響は なし

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、議案第5号5番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

申請地は狭山市大字笹井字八木 外4筆、地目は畑、地積は2,835㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい

笹井小学校 屋良医院

- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、高速道路を統括する法人です。

転用目的は商業施設です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、

朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・代替性は 適
- ・緊急性は 適
- ・目的実現性 適
- ・周辺農地への影響は なし

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、議案第6号 生産緑地に係る主たる農業従事者証明願いを議題とします。議案第6号1番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第6号1番についてご説明いたします。死亡された方は、笹井に在住、買取申出者は同一世帯、申出地は、笹井2丁目 田 1, 493㎡ 以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑が無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『承認』し、証明書を発行いたします。次に、議案第7号 相続税の納税猶予適格者証明願いを議題としますが、本件は委員本人の案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本件について議事に参与できません。傍聴席に移動願います。それでは、議案第7号1番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第7号1番についてご説明いたします。
被相続人は、茶の生産・加工及び販売を行ってきた農業者です。
相続人は、茶の生産・加工及び販売を行ってきたもので、相続を受けた後も同様の農業経営を継続していく
農業者です。対象農地は全て茶畑で、良好に肥培管理されていま

した。なお、同農地は市街化区域内農地であり、生産緑地に指定されています。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑が無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『承認』し、証明書を発行いたします。N委員は、自席にお戻りください。
以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。次に、報告事項に移ります。事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出は、5件 13筆、地目は全て「畑」、面積は9,852㎡で、全て相続によるものです。なお、あっせんの希望はございません。
次に農地法第4条の規定による届出は、2件 2筆、地目「畑」、面積は330㎡で、転用目的は駐車場敷地が1件、店舗敷地が1件です。次に農地法第5条の規定による届出は、7件 15筆、地目は全て「畑」、面積は5,272.85㎡、転用目的は住宅敷地が5件、住宅敷地拡張が1件、道路敷地が1件です。
以上です。

議 長 他に報告事項等ありますか。

事務局 1 追跡調査
過日実施いたしました令和5年度許可分に対する追跡調査の結果について、運営委員会にて配布いたしました。未着工、違反案件につきまして、委員の皆さんにおかれましては、気に留めておいていただき、動きがありましたら事務局へ一報いただければと思います。

2 利用状況調査

この調査は、農地法に規定された調査であり、遊休農地対策を進めるための重要な調査となります。今回からタブレットを使用した調査を目指し用意しましたので、使用方法について後程、松川主幹から説明があります。トラブル発生時に対する知識も浅いことから、タブレットを補完する意味でもカメラ、図面、報告用紙も帰りにお持ちください。

3 農地利用最適化活動活性化研修会

主催：埼玉県農業会議

期日：令和6年9月11日（水）

場所：羽生市産業文化ホール

議長 説明がおわりました。ご意見、ご質問はございますか。無いよう
ですので、宜しくお願いいたします。体調には十分に気を付けて、
行ってください。その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第7回狭山市農業委員会
総会を終了します。お疲れ様でした。